

酪農学園大学動物実験委員会規程

2008年4月1日
規程2008－7号
2023年5月25日
改正規程2023－201号

(設置)

第1条 酪農学園大学動物実験規程第5条第1項に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、動物実験等又は実験動物に関して優れた識見並びに広い視野に立った判断が要求されることを十分に配慮し、学長が次に掲げる者から任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 6名以上
- (2) 実験動物医学専門医の資格をもつ教員を含む実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
- (3) その他学識経験を有する者
 - ア 動物倫理または動物福祉を専門とする教員 1名
 - イ その他学長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員会には副委員長を置くことができる。
- 3 学長は、委員の中から委員長を任命する。副委員長は、委員長が任命する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には加わらない。
- 7 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩しない。

(委員会の役割)

第5条 委員会は次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が「動物の愛護及び管理に関する法律」並びに「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、酪農学園大学動物実験規程等に適合していることの審議に関すること。

- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱い及び関係法令等に関する教育訓練の内容及び体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価、外部検証に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 委員長は、書面若しくは電子メールによる審議をもって委員会の開催に代えることができる。
- 3 議事は、出席委員全員の賛成をもって決することを原則とする。
- 4 委員の代理出席は、書面若しくは電子メールによる審議を除き、これを認める。ただし、第2条第2項第3号イの者のうち学外の者は除く。
- 5 第5条第1号から第3号までの審議については、第2条第2項第3号イの者のうち学外の者は除く。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、その意見を聴することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、学務部学務課に置く。

- 2 事務局は委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2008年4月1日規程2008-7号)

- 1 この規程は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、酪農学園大学獣医学部動物実験委員会規程(1992(平成4)年10月8日)及び酪農学園大学大学院酪農学研究科動物実験委員会内規(2007(平成19)年4月1日)は廃止する。

附 則

この規程は、2010(平成22)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012(平成24)年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則（2019年2月15日規程2018-61号）

1 この規程は、2019（平成31）年2月15日から施行する。

2 この規程の施行の際の現委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、2020年3月31日までとする。

附 則（2020年4月1日改正規程2020-13号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年5月25日改正規程2023-201号）

この規程は、2023年5月25日から施行する。